

2015年5月20日

株式会社 V e a U

代表取締役 津 郷 千 代 子 様

富久屋マネージメント株式会社

代表取締役 津 郷 泰 富 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：山崎

〒540-0033

大阪市中央区石町一丁目1番1号

天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

ご 連 絡（要請）

当団体は、貴社らに対し、2013年10月25日付書面にて、株式会社V e a U（当時、株式会社V e a U B r i d a l、以下、「株式会社V e a U」と表記します。）殿からご提示のありました、2013（平成25）年5月25日付書面記載にかかる解約手数料の改定案について、既に消費者保護の観点からは不十分であることをお伝えし、①契約日から8日以内の解約の場合には、解約手数料を不要とすること、②契約日から使用の91日前までの解約の場合には、解約手数料は不要とすることの2点を加えるよう、要請させていただきました。

さらに、当団体は、貴社らに対し、2013年7月23日付書面にて、富久屋マネージメント株式会社殿は経理事務を受託する会社であり消費者との契約や対応には関与していないと貴社らが主張されている点について、貴社らが現在使用されている貸衣装契約約款を開示いただくと共に、当該約款をいつから誰が使用している

のか、及び従来、貴社らにおいて使用されていた貴社ら連名の規約（約款）・領収書の使用を中止し、富久屋マネジメント株式会社殿が貸衣装契約の当事者とならなくなったのはいつからなのかについてもご回答を求めておりました。

しかしながら、当団体からの上記要請及び質問に対し、未だ、貴社らから、何らの回答もいただけていない状態です。

したがって、当団体は、再度、貴社らに対して、上記要請及び質問に対し早急にご回答いただきますよう、本書をもって強く要請します。

なお、当団体は、貴社らの同業者である、株式会社レンタルブティックひろに対し、同社が使用をしていた貸衣装契約・約款の使用の差し止めを求め、大阪地方裁判所堺支部に提訴しておりましたが、2015（平成27）年3月16日に、別紙の通りの訴訟上の和解が成立しました。

この和解は、当事者の主張立証を踏まえ、裁判所として妥当と考える提案に基づくもので、当団体としては、消費者保護に不十分な内容が全くないとはいえないものの、従来、株式会社レンタルブティックひろが使用していた約款に比べて一定程度の改善がなされた内容であったことから和解に応じたものです。

この点、貴社らが従来使用されていた約款や2013（平成25）年5月25日付書面にて株式会社V e a U殿から提案いただいた改定案は、契約後8日までの期間の解約料を無料とする、いわゆるクーリングオフ規定もなく、上記和解内容や従来株式会社レンタルブティックひろが使用していた約款と比べても、未だ、消費者保護の観点からすると十分なものとは到底いえません。

そこで、当団体としては、前記、①契約日から8日以内の解約の場合には、解約手数料を不要とすること、②契約日から使用の91日前までの解約の場合には、解約手数料は不要とすること、以上2点を消費者保護の観点からさらに適切な内容への改定について本書をもって要請させていただく次第です。

つきましては、本文書に対する貴社のご回答を、6月22日までに、書面にて当団体事務局まで送付いただくようお願いいたします。

以上